

全日本民医連 41 期第 1 回評議員会が開催されます ～方針案を読んで感想文提出を進めましょう！～

今年 2 月に開催された第 41 回定期総会後、第 1 回の全日本民医連評議員会が 8/23～24 にかけて東京で開催されます。香川民医連からは、中田県連会長が参加予定です。

今回の評議員会は、総会後半年間の活動を振り返り、情勢認識を共有し、総会方針の具体化に向け、第 2 回評議員会までの重点課題を確認することなど目的としています。

評議員会にあたって提案されている方針案では、①総会後の半年間に、集団的自衛権行使容認の閣議決定、医療・介護総合法の強行など、安倍政権の暴走政治と国民要求との矛盾が一層拡大し、国民の中で安倍内閣の退陣を求める運動が広がりつつあること、②総会後の取り組みとして総会方針学習運動の到達、診療報酬改定の影響と対応の状況など、③第 2 回評議員会までの今後半年間の活動方針として、平和憲法を守り、活かす学習と運動を最重点課

戦争か平和か、戦後最大の岐路を迎えている中、これから半年間は平和憲法を守り、活かす運動が最重点課題に



題として取り組むこと、総会方針で提起された「飛躍」が求められる 4 つの課題について画期となるような前進を作り出すことなどが提起されています。

すでに評議員会方針案と感想文用紙が各事業所・職場に配布されていると思いますので、すべての職員のみなさんが方針案を読んで、感想文を提出しましょう。

リレー LOVE 憲法 投稿 いつでも憲法

県連理事に続いて各事業所の管理者・職場長のみなさんに、憲法に対する想いをリレーで投稿してもらいます。

ついこの間のこと、上司は私に「憲法 9 条の出だしは、なんででしょう？」と問いかけました。ばらく考え「・・・我々は？」と答えると「日本国民は～」が正解でした。さて、何が言いたいかというともう 20 年以上も民医連で働いている私でもよく覚えていないことを露呈してしまいましたというお恥ずかしい話です。しかし、このような私でも、今回の政府の集団的自衛権の解釈は頂けない。「許しちゃ～おけね～」と考えます。

日本国憲法 9 条はその 1 項で「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」と定めています。これにつづいて同条 2 項は、「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。」と書いています。

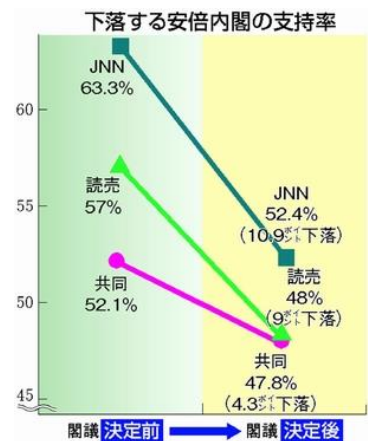
小学生の時に聞き、感じた私の解釈は、「武器を持たない・軍隊を持たない」というシンプルな事だと思っていました。実は今も基本的に同じです。

政府の解釈ではこれまで「戦争のための武力は持たないが、自衛のための武力は持つ」と言い訳してきました。そして、「自衛は一国ではできない集団的に後方支援も必要」と解釈を拡大。さらに今回の解釈は、「自衛のためなら武器を使用しても良い」と解釈を変えています。

つまり、9 条 1 項に反して「・・・それを行使できる」に変えました。その時点の政府の考え方ひとつで憲法解釈が変わることができ、他国に・他国で武力を行使する権限を政府が持った非常事態であることを感じます。極論ですが、ある日、気が付いたら、徴兵・土地徴収・銀行資産搾取などなど、なんでも自衛のためのという論理が展開される懸念がますます強まったと思います。

そこで、「まった！！」を言い出すきっかけを失わず、私たちに与えられた選挙権を使い、政府に「NO」と言って行きたいと思う次第です。

～この前、第 2 期平和学校の始まり、職員から「民医連で働かなかつたら知らずに過ごしていた。」との感想を見ました。 知ること、気づくことから一緒に始めてみませんか～



7/1 の集団的自衛権行使容認の閣議決定後、各マスコミの世論調査で、安倍内閣の支持率は内閣発足後、最低水準に低下

高松協同病院事務次長 大山哲也